

パブリックコメント(永住許可に関するガイドライン改定案)

氏名:田村 遊

【個人事業主】

住所:〒761-8071 香川県高松市伏石町 1562 番地 伏石ハイツ第1 201 号

社会福祉士相談所 LOVE

内容

○第2 3 素行が善良であること

「日常生活においても住民として社会的に非難されることのない」「迷惑行為」の有無はどう評価するのでしょうか。多くの住民は、自治体等に「外国人の迷惑行為に困っている」と通報することはあっても、「(特定の外国人)〇〇さんの迷惑行為が」と通報することはほとんどないのではないかと思います。地域社会における個々人の日々の日常生活まで、国や自治体が把握することも極めて困難なのではないかと考えます。

○第2 4 (2)収入

「日本人世帯の平均収入を上回る水準」とあり、一見妥当のように見えます。しかしながら、「NPO 法人 移住者と連帯する全国ネットワーク」様が 8/7 の声明で指摘されているように、2025 年の全世帯の平均所得金額(575.2 万円)に満たない世帯が 61.5%と半数以上であるという現実があります。これでは、「大半の世帯が手にできない程の高所得者に限り、永住を認める。」という極めて選別的なメッセージに読み取れてしまいます。

○第2 5 (2)法に規定する義務の遵守

「申請時点で現に義務違反の状態にある場合のみならず、過去の義務違反が判明した場合についても、原則として消極評価をします。」とありますが、この規定を適用するのであれば、「新しいガイドラインが施行された後の義務違反」のみを評価対象とすべきと考えます。

○「積極評価」「消極評価」

本改定案の複数の箇所で特段の説明なく使用されていますが、「積極評価(消極評価)するとは、具体的にどういうことで、どういった影響があるのか。」ということについての、分かりやすい説明を加える必要があるように考えます。特段の説明なく「評価」という言葉を多用することによって、外国籍の方々に「不安」を生じさせる結果になるのではないかと危惧致します。

○第2 5 (9)我が国の制度・ルール等への理解

「理解する意欲に欠ける者」であることをどのような基準で評価するのでしょうか。これについては、外国人本人の能力や努力・意欲もさることながら、同じ地域社会で生活を営む住民が、「優しく教え・暖かく見守る」態度で接するのか、「厳しく叱責する」態度で接するかによっても、当然に左右されるものではないかと考えます。むしろ、外国人個人ではなく地域社会を評価対象とすべき項目のように映ります。

○第 4 我が国に貢献した者に対する特例

「5 年以上の委員や役職経験」に加えて、「その間の活動による貢献」が規定されていますが、「5 年以上の委員や役職経験」のみで充分ではないかと考えます。